(j)　他方の締約国又は調達機関は、次条1の規定により調達計画の公示が行われた場合において、いまだ資格を有するに至っていないと認められる供給者が調達計画に参加しようとするときは、速やかに資格の審査に係る手続を開始するよう努める。

(k)　調達機関は、資格を有する供給者となることを申請したいかなる供給者に対してもその申請に係る決定を通知するものとする。調達機関は、資格の審査の申請を拒否し、又は資格を有する供給者として認めることをやめる場合には、当該供給者からの要請に応じ、書面により説明を速やかに提供する。

(l)　各締約国は、次のことを確保する。

(i)　各調達機関及びその構成機関が、異なった手続をとる必要があることを十分に実証する場合を除くほか、単一の資格の審査に係る手続をとること。

(ii)　調達機関の間における資格の審査に係る手続の相違を最小限にするための努力が払われること。

2　1の規定は、破産、清算若しくは支払不能又は調達に関する虚偽の申告のような理由に基づいて供給者を排除することを妨げるものではない。ただし、その措置は、この章の内国民待遇及び無差別待遇の規定に合致することを条件とする。

第百五十二条　調達計画の公示

1　各締約国は、個々の調達計画について、第百五十七条に定める場合を除くほか、自国の調達機関が、関心を有する供給者の当該調達計画への参加を招請する旨の調達計画の公示を、附属書九に掲げる適当な出版物において、事前に公に利用可能なものとすることを確保する。

2　個々の調達計画の公示における情報には、調達計画の説明、調達計画に参加するために供給者が満たすべき条件、調達機関の名称、調達計画に関連する全ての文書を入手することができる場所の住所及び入札書の提出期限を含める。

3　各締約国は、自国の調達機関が、関心を有する供給者に対し、できる限り広範なかつ無差別の機会を与える方法により、調達計画の公示を適時に公に利用可能なものとすることを確保するよう努める。その方法は、単一の電子的な窓口を通じて無料で機会を与えるものとすることができる。

4　個々の調達計画について、調達計画の公示を公に利用可能なものとした場合において、当該公示又は入札説明書に定める開札の期日又は入札書の受領の最終期日の前に当該公示を修正し、又は再度公示することが必要となったときは、修正の公示又は再度公示される公示は、当初の公示と同一の方法により公に利用可能なものとする。特定の調達計画に関して特定の供給者に提供される重要な情報は、供給者が当該情報を検討し、及び当該情報に対応することができるような適当に早い時期に、同時に他の全ての関係のある供給者に提供される。

第百五十三条　調達予定の公示

調達機関は、会計年度のできる限り早い時期に、適当な文書又は電子的な手段により、将来の調達予定に関する公示（以下「調達予定の公示」という。）を行うことを奨励される。調達予定の公示には、調達の対象となる事項及び調達計画の公示を行う予定日を含めるべきである。

第百五十四条　入札の期限

各締約国は、次のことを確保する。

(a)　いずれの期限も、他方の締約国の供給者及び国内の供給者が入札の行われる前に入札書を準備し、かつ、提出することができるよう決定されること。

(b)　自国の調達機関が、期限の決定に当たり、合理的と認める自己の必要性に基づき、調達計画の複雑なこと、予想される下請契約の範囲、外国及び国内の地点から入札書を郵送するため通常要する時間、調達の公示が公に利用可能なものとなるために生ずる時間その他の要素を考慮すること。

第百五十五条　入札説明書

1　供給者に提供される入札説明書には、供給者が有効な入札書を準備し、かつ、提出するために必要な全ての情報を記載する。

2　各締約国は、自国の調達機関が、入札の手続に参加する供給者に対し、入札説明書を利用可能なものとし、又は要請があった場合には当該入札説明書を送付することを確保し、及び当該入札説明書についての説明を求める合理的な要請に速やかに応ずることを確保する。

3　各締約国は、入札の手続に参加する供給者からの関連情報を求める合理的な要請に対し自国の調達機関が速やかに応ずることを確保する。ただし、その情報は、当該入札の手続において、競争者よりも当該供給者による落札のために有利となるものであってはならない。

第百五十六条　落札

1　落札の対象とされるためには、入札書が、開札の時に調達計画の公示又は入札説明書の基本的要件に適合したものでなければならず、かつ、参加の条件を満たした供給者から提出されたものでなければならない。調達機関は、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格又は他の入札書に記載された事項よりも例外的に有利な事項を記載した入札書を受領した場合には、当該入札書を提出した入札者が参加の条件を満たし、かつ、契約の条件を履行することができることを確保するため、当該入札者に照会することができる。

2　調達機関は、公共の利益のために契約を締結しないと決定した場合を除くほか、十分に契約を履行する能力があると決定された入札者であって、最低価格による入札を行ったもの又は調達計画の公示若しくは入札説明書に定める特定の評価基準により最も有利であると決定された入札を行ったものを落札者とする。

第百五十七条　限定入札

1　第百五十一条から前条までの規定は、次の場合には、適用する必要がない。ただし、一方の締約国の調達機関が、最大限に可能な範囲内での競争を避けるために、又は他方の締約国の供給者に対する差別の手段若しくは一方の締約国の生産者若しくは供給者の保護の手段となるように、この条の規定に基づく入札の手続を用いないことを条件とする。

(a)　第百五十一条から前条までの規定に基づく入札に応ずる入札がない場合又は行われた入札が、一方の締約国の法令によりなれ合いによるものである場合、入札の基本的要件に合致していないものである場合若しくはこの章の規定に従って定められた参加の条件を満たしていない供給者によるものである場合。ただし、当初の入札の要件が契約の締結に当たって実質的に修正されないことを条件とする。

(b)　物品又はサービスが、美術品であるため、特許権、著作権その他の排他的権利の保護との関連を有するものであるため、又は技術的な理由により競争が存在しないために、特定の供給者によってのみ供給されることが可能であり、かつ、他に合理的に選択される物品若しくはサービス又は他の合理的な代替の物品若しくはサービスがない場合

(c)　調達機関の予見することができない事態によりもたらされた極めて緊急な理由のため、第百五十一条から前条までの規定に基づく入札手続によっては必要な期間内に物品又はサービスを入手することができない場合において真に必要なとき。

(d)　当初の調達には含まれていない物品又はサービスの追加の納入又は提供を当初の供給者から受ける場合において、次のいずれかに該当するとき。

(i)　追加の物品又はサービスのための供給者の変更が経済的又は技術的な理由（当初の調達により購入された既存の供給品、ソフトウェア、サービス又は設備との互換性又は相互運用性の要件を含む。）によりできないとき。

(ii)　追加の物品又はサービスのための供給者の変更が調達機関に対して著しい不都合又は費用の実質的な重複をもたらすとき。